

旭区所在の小学校はまっ子ふれあいスクールにおける児童連れ去り事件について

平成23年8月4日（木）午前11時55分頃、旭区所在の小学校はまっ子ふれあいスクールにて児童連れ去り事件が発生しました。平成23年8月5日（金）午前5時20分、被疑者は逮捕され、児童は無事保護されました。

1 被疑者

はまっ子ふれあいスクール ボランティアスタッフ 8月2日から従事（男性・37歳）

2 保護された児童

小学3年生（男児・8歳）

3 今後の対応

各はまっ子ふれあいスクール運営委員会に対して、ボランティアスタッフの採用にあたっては、事業にふさわしい人材であるかを十分確認するとともに、児童の安全確保についても再度徹底するよう指導します。

4 こども青少年局長 こいぶち しんや 鯉渕信也 コメント

「はまっ子ふれあいスクール事業中に、安全であるべき小学校から児童が連れ去られるとの事件が発生いたしましたことにつきましては、誠に申し訳ございません。

幸いに児童が無事に保護されましたが、このようなことは二度とあってはならないこととなります。

そのため、再発防止に向け、各はまっ子ふれあいスクール運営委員会と連携を強化し、児童の安全確保について徹底してまいります。」

※「はまっ子ふれあいスクール」とは

児童が通い慣れている学校施設を利用し、遊びを通じて児童の健全育成を図ることを目的とする放課後の居場所です。運営主体は、各小学校に設置する「はまっ子ふれあいスクール運営委員会」で、メンバーはPTAの代表者や学校長、地域の適任者等により構成されています。主な活動場所は小学校の空き教室・多目的スペース・校庭・体育館などです。当該小学校に通学する1年生から6年生までの参加を希望する児童を対象としています。平日は放課後から午後6時まで、土曜日や長期休業中は午前9時から午後6時まで実施しています。参加料は無料。

お問い合わせ先

こども青少年局放課後児童育成課 担当課長 持田 敏 Tel 045- 671- 3276